



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 47 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

病院局規程

島根県病院局組織規程の一部を改正する規程	1
島根県病院局事務処理規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	3
島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程	3

病院局訓令

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正	4
--------------------	---

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第 8 号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 5 条を次のように改める。

（スタッフ）

第 5 条 県立病院課に次のスタッフを置く。

総務企画スタッフ

情報システムスタッフ

第 6 条第 1 項の表グループの項を削る。

第 8 条第 1 項中「又は科」を「、科又は室」に改める。

第 8 条第 1 項の表事務局の部を次のように改める。

事務局	総務経営部	総務グループ、給与グループ、経営グループ、施設管理グループ、業務グループ
-----	-------	--------------------------------------

第 8 条第 1 項の表医療局の部外科診療部の項中

外科

整形外科

を

外科

乳腺科

整形外科

に改め、同表看護局の部救命救急看護部の項中「集中治療看護科」

を「集中治療室看護科」に、「手術看護科」を「手術室看護科」に改め、同部母子小児病棟看護部の項中「小児集中治療看護科」を「新生児集中治療室看護科」に改め、同部第一総合病棟看護部の項及び第二総合病棟看護部の項を次のように

改める。

第一総合病棟看護部	4階西病棟看護科 4階東病棟看護科 6階病棟看護科 7階病棟看護科
第二総合病棟看護部	8階病棟看護科 9階病棟看護科 10階病棟看護科

第8条第1項の表地域医療連携室の部を次のように改める。

地域医療連携室	医療連携・医療相談科 図書室
---------	-------------------

第8条第3項の表地域医療連携室の項に次の1号を加える。

- (3) 図書室の管理に関すること。

第9条第1項の表事務局の項中「、新病院スタッフ」を削り、同条第2項の表事務局の項第16号を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項第1号中「総務グループリーダー」を「調整監（庶務担当に限る。以下「庶務担当調整監」という。）」に改める。

第10条第1項及び第11条（見出しを含む。）中「総務グループリーダー」を「庶務担当調整監」に改める。

第17条第1項の表本局局長の項及び県立病院課長の項を次のように改める。

本局局長	1 県立病院課長 2 調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）
県立病院課長	調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）

第20条（見出しを含む。）中「グループリーダー」を「庶務担当調整監」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第10号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中 「主任運転技師 施設管理技師長」 を「施設管理技師長」に、「運転技師 施設管理技師」 を「施設管理技師」に改める。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第11号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 2 条第 1 項中「病院局職員で常時勤務を要するもの」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、同条第 2 項中「で常時勤務を要するもの」を削る。

別表第 4 の 5 級の項中

「 グループリーダー 企画幹 専門幹 」	を	「 企画幹 専門幹 」	に改める。
--------------------------------------	---	--------------------------	-------

別表第 8 の 1 級の項中「運転技師、」を削り、同表 2 級の項中「主任運転技師、」を削る。

別表第11に備考として次のように加える。

備考 管理者が別に定める職にあっては、本表に掲げる区分と異なる区分を用いることができる。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第12号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

目次中「第36条」を「第36条の 2 」に改める。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（管理者が定める育児短時間勤務の形態）

第 6 条の 2 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る地方公営企業法第39条第 3 項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1 項に規定する管理者が定める勤務の形態は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）第10条第 1 号に規定する勤務の形態とする。

（育児短時間勤務職員に係る勤務時間の取扱い）

第 6 条の 3 この章に定めるもののほか、育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）に係る勤務時間の取扱いについては、知事部局の職員で育児短時間勤務をしているもの（以下「知事部局の育児短時間勤務職員」という。）の例による。

第35条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員に係る休暇の取扱い）

第35条の 2 この章に定めるもののほか、育児短時間勤務職員に係る休暇の取扱いについては、知事部局の育児短時間勤務職員の例による。

第36条第2項中「(平成4年島根県条例第9号)」を削る。

第3章中第36条の次に次の1条を加える。

(修学部分休業)

第36条の2 管理者は職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部(20時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないこと(以下この条において「修学部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の修学部分休業については、職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)の規定の例による。

第43条の表中

第14条の3第3項	人事課長	県立病院課長
第15条	休日休暇条例第4条	就業規則第21条

を

第14条の3第3項	人事課長	県立病院課長	に改める。
第14条の4第1項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第14条の4第2項	所属長を通じて人事課	県立病院課	
第14条の4第3項	所属長を通じ人事課	県立病院課	
第14条の4第4項	所属長を通じ人事課	県立病院課	
第14条の5第1項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第14条の5第2項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第14条の5第3項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第14条の6第1項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第14条の6第2項	所属長を通じ、人事課	県立病院課	
第15条	休日休暇条例第4条	就業規則第21条	

別表の11の項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 訓 令

島根県病院局訓令第2号

本局
病院

島根県病院局被服等貸与規程(平成19年島根県病院局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の1の表2の項中「地域医療連携科」を「医療連携・医療相談科」に改める。

別表の2の表7の項から同表10の項までを削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。